

# ＜フロン回収・破壊法の改正に向けて＞ ～使用時漏えい対策～



東京都環境局

# 1. 背景

■対象となる、業務用冷凍空調機器の市中稼働台数は、膨大な数に上る。特に使用時漏えい量の多い、別置型ショーケースは約140万台、ビル用パッケージエアコンは約100万台と推計されている。

⇒効率よく使用時漏えいの対象機器を把握し、対策を講じることが重要

■経済産業省で実施している、冷媒管理体制実証モデル事業では、9月18日現在で、メンテナンス契約のある機器376台とメンテナンス契約のない機器890台を対象とし、漏えいが確認されたのは、メンテナンス契約のある機器からは8台であり、(2.13%)、メンテナンス契約のない機器からは、110台であった(12.36%)。

⇒定期的な点検メンテナンスが行われていない機器の漏えい割合が高く、保守管理体制の整備が重要



## 2. 制度改正に向けた提案（1）

① 一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会及び一般社団法人日本冷凍空調工業会で示されている使用時漏えい対策に関するガイドライン等を活用し、国が保守管理基準を制定し、機器の所有者に対して遵守義務を課す。

- ・業務用冷凍空調機器フルオロカーボン漏えい点検・修理ガイドライン（JRC GL-01）
- ・冷凍空調機器の冷媒漏えい防止ガイドライン（JRA GL-14）

② 現行の第一種フロン類回収業者を廃止し、一定の資格を有する第一種フロン類取扱業者（仮称）を新設（移行）する。第一種フロン類取扱業者（仮称）を回収のみを行う業者と補充及び回収の両方を行う業者に区分し、当該取扱業者にフロン類の補充・回収を限定する。



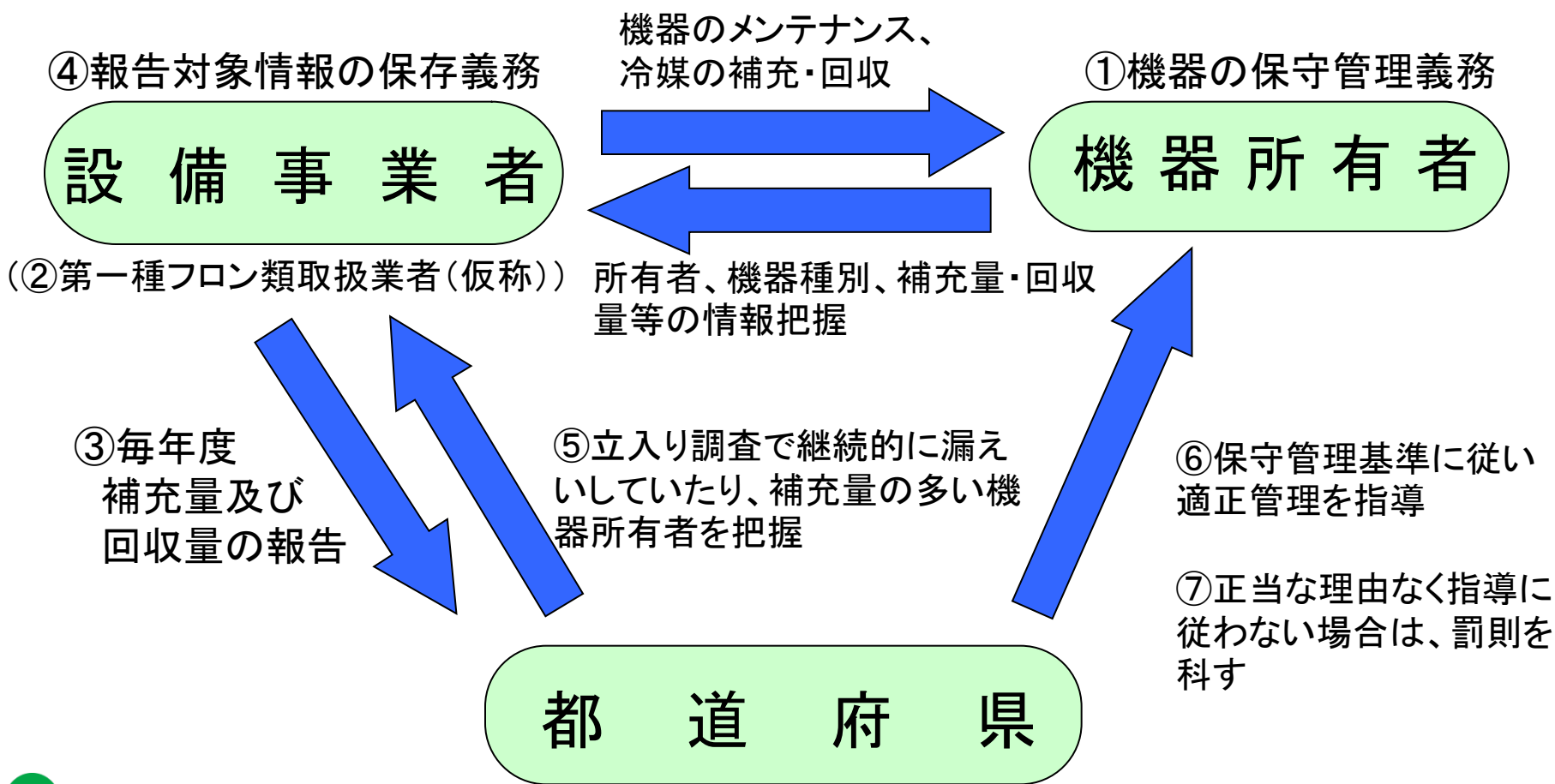
## 2. 制度改正に向けた提案（2）

- ③現行では、第一種フロン類回収業者が毎年度都道府県に対して行っているフロン回収量の報告を、第一種フロン類取扱業者（仮称）が、毎年度都道府県に対してフロンの補充量及び回収量の報告を行うものとする。
- ④補充の報告対象となる情報（所有者、機器種別、補充量等）については、第一種フロン類取扱業者（仮称）に対して一定期間の保存義務を設定する。
- ⑤第一種フロン類取扱業者（仮称）へ、都道府県が立入調査を行うことができるものとする。
- ⑥立入調査の結果、充填量に対し補充量の多い機器所有者や継続的に補充をしている機器所有者に対し、都道府県が指導を行うことができるものとする。
- ⑦正当な理由なく都道府県の指導に従わない機器所有者に対する罰則を規定する。



## 2. 制度改正に向けた提案：イメージ

### 国レベルでの業務用冷凍空調機器の保守管理基準の制定



## 2. 制度改正に向けた提案：期待される効果

### <期待される効果>

■既存の回収量報告の仕組みを活用することで、大幅な制度改正を伴わず、効率的に使用時漏えい機器を把握することができる。

⇒漏えいしている機器は限定されるため、全ての機器の管理状況を把握するのではなく、

漏えいしている機器のみを効率的に捕捉する仕組みが必要。

■設備事業者（第一種フロン類取扱業者（仮称））と連携し、機器の整備時などに所有者に対して適正な管理を怠ると法律違反となることを周知することで、メンテナンス契約を促すことができる。



## 2. 制度改正に向けた提案：改正に向けたポイント

### <制度改正に向けたポイント>

■業務用冷凍空調機器の市中稼働台数は膨大に上ることから、都道府県では、軒並み立入り調査を実施することは難しい。このため、設備事業者(第一種フロン類取扱業者(仮称))と連携し、機器の保守管理の遵守義務をどこまで機器所有者に対して周知し、適正管理を促すことができるかがポイント。